

一般廃棄物処理手数料改定のお知らせ

志木地区衛生組合では、令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられるのに伴い、一般廃棄物処理手数料を次のとおり改定いたします。

改定日：令和元年10月1日

一般廃棄物処理手数料

(単位:円)

区分	ごみ種	取扱区分	手数料	
			現在	改定額
事業活動に伴って生じたもの	可燃ごみ	20kg以下	450	460
	不燃ごみ	20kgを超えるもの20kgにつき	450	460
	カン		無料	無料
	ビン	20kg以下	330	340
		20kgを超えるもの20kgにつき	330	340
	ペットボトル	20kg以下	450	460
20kgを超えるもの20kgにつき		450	460	
家庭生活に伴って生じたもの	可燃ごみ		無料	無料
	不燃ごみ			
	カン			
	ビン			
粗大ごみ		20kg以下	250	250
		20kgを超えるもの20kgにつき	250	250
動物の死体	犬	一体について	1,030	1,050
	猫		410	420
	その他	1kgにつき	210	210